

事務連絡  
令和元年 7月 4日

公益社団法人岡山県医師会  
一般社団法人岡山県歯科医師会  
一般社団法人岡山県薬剤師会  
一般社団法人岡山県病院協会  
一般社団法人岡山県訪問看護ステーション連絡協議会

御中

岡山県保健福祉部長寿社会課長

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者の一部負担金の免除措置について（その 3）

本県の保健福祉行政につきましては、平素より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 30 年 7 月豪雨により被災した、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の一部負担金の免除措置に係る各保険者の 7 月以降の対応状況について取りまとめましたので、取り急ぎお知らせします。

つきましては、医療機関等関係者への周知についてよろしくお願いいたします。

~~なお、岡山県建設国民健康保険組合につきましては、現時点でまだ対応が示されておりませんので、連絡があり次第、お知らせします。~~

#### 記

○令和元年 9 月末まで免除措置を継続

- ・国 保 組 合：岡山県医師国民健康保険組合

○令和元年 12 月末まで免除措置を継続

- ・市 町 村 国 保：倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、早島町、里庄町、矢掛町、浅口市
- ・国 保 組 合：岡山県建設国民健康保険組合
- ・後期高齢者医療：岡山県後期高齢者医療広域連合

○令和 2 年 3 月末まで免除措置を継続

- ・市 町 村 国 保：新見市

○6 月末までで免除措置を終了

- ・市 町 村 国 保：岡山市、津山市、玉野市、和気町、吉備中央町、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、鏡野町

※7 月以降の医療機関等の窓口における一部負担金免除の取扱いについては、各保険者で発行する新たな有効期間が記載された免除証明書により、ご判断いただきますようお願いいたします。

なお、上記以外の市町村国保及び国保組合については、既に免除措置を終了しているか、又は免除を行っていない市町村となります。